

電子入札留意事項

首都高速道路株式会社

2025年4月1日

電子入札留意事項 目次

1. 総則

2. 用語の定義

3. 紙入札

- 3-1 紙による入札書での入札参加
- 3-2 入札事務手続の当初から紙入札での参加を認める基準
- 3-3 電子入札から紙入札への変更が認められる基準
- 3-4 紙入札に移行する場合の取扱い
- 3-5 紙入札業者の開札の立会い

4. 利用者登録

- 4-1 利用者登録
- 4-2 利用者登録の内容
- 4-3 利用者登録情報の変更

5. ICカードの取扱い（代表者の権限の委任等）

- 5-1 電子入札を利用することができるICカードの基準
- 5-2 個別案件における委任の取扱い
- 5-3 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い
- 5-4 ICカードの資格等確認
- 5-5 ICカードの不正使用
- 5-6 ICカードの企業住所の変更

6. 案件登録

- 6-1 各受付期間等日時の設定
- 6-2 開札予定日時の延期
- 6-3 入札公告等を行った日以降の案件の修正
- 6-4 紙入札への切替時の処理

7. 電子データの取扱い

- 7-1 ファイル形式
- 7-2 圧縮方法の指定
- 7-3 ウィルス感染ファイルの取扱い

8. 参加表明書、技術資料等

- 8-1 提出方法
- 8-2 電子データの容量

9. 工事費内訳書

- 9-1 工事費内訳書の提出方法
- 9-2 持参による工事費内訳書の提出の場合

10. 入札

- 10-1 入札書の提出等
- 10-2 開札時における内訳書の内容の確認
- 10-3 入札の無効

11. 開札

- 11-1 開札予定日時
- 11-2 再入札等の受付時間の設定基準
- 11-3 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡
- 11-4 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 11-5 会社側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
- 11-6 入札書又は辞退届が未到達の入札参加者の取扱い
- 11-7 立会い

12. 開札後の処理

- 12-1 落札者の決定について
- 12-2 低入札価格調査等の場合
- 12-3 落札者となるべき者が2者以上ある場合

13. 電子入札システムで送信された文書の取消し

14. 電子入札の稼働時間等

- 14-1 電子入札システム稼働時間
- 14-2 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

15. その他

- 様式第1 紙入札方式参加承認申請書
- 様式第2 紙入札による場合の入札（見積）書
- 様式第3 電子入札年間委任状
- 様式第4 個別案件に係る委任状（代表者から支店長等の代理人への委任）
- 様式第5 個別案件に係る委任状（JV用（構成会社から代表会社への委任））
- 様式第6 個別案件に係る委任状（紙入札における代表者から代理人への委任）
- 様式第7-1 個別案件に係る委任状（復代理人が入札等に参加する場合（代表者から代理人））
- 様式第7-2 個別案件に係る委任状（復代理人が入札等に参加する場合（代理人から復代理人））

1. 総則

この留意事項は、首都高速道路株式会社電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札に参加する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

電子入札システムにより入札に参加する業者（以下「電子入札業者」という。）については、本留意事項を熟読の上参加すること。

2. 用語の定義

(1) 電子入札システム

「首都高速道路株式会社電子入札システム」をいい、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が入札事務手続を行うための情報システムをいう。

(2) 電子入札

電子入札システムを利用した入札事務手続のことをいう。なお、電子入札システムによる入札書の送受信は、入札箱への投入と同じ効果を有する。

(3) 紙入札

電子入札によらない紙媒体による入札事務手続のことをいう。

(4) 入札事務手続

当社が公募して参加表明書の提出を求める手続の場合においては、入札参加者による参加表明書の提出から落札者の決定までの一連の事務手続のことをいう。

当社が技術資料等の提出を要請する手続の場合においては、会社による技術資料等の提出要請書の送付から落札者の決定までの一連の事務手続のことをいう。

(5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用ICカードをいう。

(6) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。

(7) 入札

電子入札及び紙入札における入札参加者による入札書の提出から会社による入札執行までのことをいう。

(8) 入札参加者

電子入札又は紙入札により入札事務手続に参加する者のことをいう。

(9) 入札公告等

入札公告、公示及び技術資料等の提出要請のことをいう。

(10) 見積り及び開封

企画競争及び特命随意契約における「見積書」、「見積り」、「開封」及び「契約の相手方の決定」については、電子入札留意事項においてそれぞれ「入札書」、「入札」、「開札」及び「落札者の決定」とする。

3. 紙入札

3-1 紙による入札書での入札参加

電子入札で行う入札については、原則として、紙による入札書で入札に参加することはできない。

ただし、以下3-2及び3-3の場合で、紙入札を希望する者は、あらかじめ紙入札方式参加承認申請書（様式第1）により申請し、3-2及び3-3に示した期日までに会社の承認を得ることにより、入札に参加することができる。申請の際には、ICカードの再発行申請中である事実を証明できる書類（再発行申請書等）の写しを添付すること。

なお、紙入札による場合は、入札書（様式第2）を使用すること。また、入札者は自ら参加できないときは、代理人（復代理人を含む。）を参加させることができる。この場合、当該個別案件に係る代理人（復代理人を含む。）に対する委任状（様式第6、様式第7-1又は様式第7-2）を担当部局に提出すること。

3-2 入札事務手続の当初から紙入札での参加を認める基準

入札参加者は、次の①及び②の場合に限り、入札事務手続の当初から紙入札に参加することができる。

- ①WTO対象案件において紙入札を希望する場合
- ②代表者等交代に伴うICカードの失効、閉塞、破損等のため、ICカードの再発行を申請中の場合

ただし、以下に示す期日までに会社の承認を得ること

- ・当社が公募して参加表明書の提出を求める入札事務手続の場合は、参加表明書の提出期限まで
- ・当社が技術資料等の提出を要請する入札事務手続の場合は、技術資料等の提出期限まで

3-3 電子入札から紙入札への変更が認められる基準

電子入札による手続の開始後に、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合で、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続への影響がないと会社が認める場合は、当該電子入札業者について電子入札から紙入札への変更を承認する。ただし、書類の提出期限までに会社が承認した場合に限る。

- <やむを得ないと認められる事由>
- ①システム障害により、締切に間に合わない場合
 - ②ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

3-4 紙入札に移行する場合の取扱い

前2項の規定により紙入札への変更を承認された当該入札参加者は、紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として電子入札システムに登録される。また、当該入札参加者は、紙入札業者としての登録後においては、電子入札に係る作業を行ってはならない。この場合、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うため、改めて紙による提出等の手続を行う必要はない。

3-5 紙入札業者の開札の立会い

紙入札業者は開札に立ち会わなければならない。立ち会わない場合は、入札事務に関係のない社員の立会いのもと開札を行う。

4. 利用者登録

4-1 利用者登録

電子入札業者は、電子入札システムに利用者登録をしなければならない。

4-2 利用者登録の内容

利用者登録の内容は、企業情報、代表窓口情報、ＩＣカード利用部署情報等とする。

4-3 利用者登録情報の変更

電子入札システムに利用者登録した者は、登録の内容に変更が生じた場合には、直ちに登録内容の変更を行わなければならない。

5. ＩＣカードの取扱い（代表者の権限の委任等）

5-1 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準

電子入札を利用することができるＩＣカードは、原則として、有資格業者名簿に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から電子入札権限について電子入札年間委任状（様式第３）により委任を受けた者（以下「代理人」という。）のＩＣカードに限る。

なお、代理人による電子入札の利用は、下記の基準により電子入札年間委任状（以下「委任状」という。）が提出された場合に限り認める。

（１）提出先

首都高速道路株式会社 財務部契約課

（２）提出時期・方法

委任状は、当社が公募して参加表明書の提出を求める入札事務手続の場合は、当該年度における最初の参加希望案件に係る参加表明書の提出期限日時までに持参により提出すること。当社が技術資料等の提出を要請する入札事務手続の場合は、個別の案件の要請を行う日の前営業日までに委任状の提出がない場合は、代表者に対して入札事務手続を行うものとする。

（３）委任状の内容

①権限

電子入札の権限について、委任されていないなければならない。

②復代理人

電子入札においては、復代理人は認めない。

③委任期間

委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。

なお、委任期間内に代表者又は代理人に変更があった場合には、内容を変更した委任状を速やかに提出しなければならない。

（４）その他

委任状を提出する場合は、代理人が使用するＩＣカードの企業情報登録画面を印刷し添付しなければならない。

5-2 個別案件における委任の取扱い

原則として個別案件における委任は認めない。

ただし、代表者又は代理人のICカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合は、個別案件における委任を認めるものとする。

この場合、個別案件に係る委任状（様式第4）の提出を必要とする。

（1）提出先

当該個別案件に係る首都高速道路株式会社担当課

（2）提出時期・方法

委任状は、当社が公募して参加表明書の提出を求める入札事務手続の場合は、当該個別案件に係る参加表明書の提出期限日時までに持参により提出すること。当社が技術資料等の提出を要請する入札事務手続の場合は、当該個別案件に係る技術資料等の提出期限日時までに持参により提出すること。

（3）委任状の内容

①権限

電子入札の権限について、委任されていないなければならない。

②復代理人

電子入札においては、復代理人は認めない。

③委任期間

委任期間は、当該個別案件の入札事務手続期間中に限る。

（4）その他

委任状を提出する場合は、代理人が使用するICカードの企業情報登録画面を印刷し添付しなければならない。

5-3 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

入札可能なICカードは、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の代表会社の代表者又は当該代表者から5-1の規定に基づき委任された者のICカードとする。

また、特定JVの入札事務手続に当たっては、特定JVの代表会社の代表者に対する他の構成会社の代表者からの電子入札に関する権限についての個別案件に係る委任状（様式第5）を会社に提出しなければならない。ただし、5-1の規定に基づく支店長等の代理人が特定JV協定書の締結をしている場合には、特定JVの構成会社の支店長等の代理人から代表会社の代理人に対する電子入札に関する権限についての個別案件に係る委任状の提出であっても、認めるものとする。

提出先、提出時期・方法、委任状の内容等については、5-2に従うものとする。

5-4 ICカードの資格等確認

（1）当社が公募して参加表明書の提出を求める入札事務手続の場合

参加申請書の提出のあった入札参加者について、当該入札参加者の業者名及びICカードの名義人氏名により5-1に規定するICカードの基準を満たしているかどうか確認を行うものとする。確認した結果、基準を満たしていないと判断した場合には、入札参加者に電話等でその旨を通知するものとし、この場合において、入札参加者が以下の方法によらなけれ

ば、当該案件への参加を認めないものとする。

①代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、再度参加申請等を行う。

②代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードがない場合、紙入札による参加を申請する。

(2) 当社が技術資料等の提出を要請する入札事務手続の場合

入札書表示画面に表示されるＩＣカードの企業名、名義人の氏名により５－１に規定するＩＣカードの基準を満たしているかどうか確認を行うものとする。確認した結果、入札の権限を有しないと判断された場合には、当該入札者の入札を無効とする。

５－５ ＩＣカードの不正使用

(1) 入札書提出前にＩＣカードの不正使用等が判明した場合は、当該入札への参加を認めない（既に競争参加資格確認通知又は指名通知を行っている場合は、当該通知を取り消す。）。

(2) 入札書提出後、契約締結までの間に、ＩＣカードの不正使用等が判明した場合は、入札を無効とする。

< ＩＣカードを不正に使用した場合の例示 >

①他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

②代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

③同一案件に対し、同一業者が複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

５－６ ＩＣカードの企業住所の変更

市区町村の合併等により企業住所が変更となった際は、首都高速道路株式会社 財務部契約課まで使用の可否について確認するものとする。

6. 案件登録

6－１ 各受付期間等日時の設定

開札予定日時は、原則として、入札書受付締切予定日時の３０分後とする。

内訳書の開封予定日時は、原則として、開札予定日時と同一日時とする。

その他の期間等日時の設定に当たっても、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じるものとする。

6－２ 開札予定日時の延期

開札予定日時を延期する必要がある場合は、入札参加者に対して開札予定日時を延期することを電話等の確実な方法で連絡し、速やかに変更後の開札予定日時を日時変更通知書により通知する。

6－３ 入札公告等を行った日以降の案件の修正

入札公告等を行った日以降において、案件登録情報のうち、所在地・品目分類・入札方式・工種区分・落札方式・評価項目名称・工事／コンサル区分・内訳書提出有無等について入力

誤りがあった場合には、以下の手順により速やかに案件の再登録を行う。

- ①入力の誤りがあった案件に対する参加表明書の提出を防ぐため、参加表明書受付締切日時を現実的に提出が不可能な時間へ変更を行う。

(修正例：参加申請書受付開始日時 13：00 参加申請書受付締切日時 13：01)

- ②入力の誤りがあった案件の案件名称に電子入札システム上の取り消し案件である旨を追記(修正登録)し、当該案件の入札事務手続は電子入札システム上、別に再登録する旨を入札参加者に示す。

(修正例：「本案件は登録誤りにつき取り消し、同一案件名称により再登録」)

- ③新規案件を登録する手順と同様な手順により改めて登録する(同一案件名称により再登録すること)。

※入力の誤りがあった案件に対して既に参加表明書の提出を行った入札参加者には、当該修正を行った旨及び改めて登録した案件に対して参加表明書を提出するよう会社から連絡を行う。なお、当該入札参加者から既に紙のみ受領している技術資料がある場合、当該技術資料の再提出の必要はない。

6-4 紙入札への切替時の処理

特段の事情により、入札書受付開始予定日時より前に会社が当該案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記(修正登録)する。この場合、入札参加者に対して、会社から紙入札に切り替える旨通知する。入札参加者においては、以降当該案件に係る電子入札システム処理を行ってはならない。

特段の事情により、入札書受付開始予定日時以降に会社が当該案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記(修正登録)する。この場合、直ちに、入札参加者に対して、会社から紙入札に切り替える旨通知する。なお、会社は、当該案件に電子入札によって入札書を提出した者が既にいたとしても、当該入札参加者が提出した入札書を開札してはならない。誤って当該入札書を開札した場合は、当該案件の発注手続を取り止めることがある。

7. 電子データの取り扱い

7-1 ファイル形式

電子入札業者が作成する参加表明書及び工事費内訳書の電子データのファイル形式は次のいずれかとする。

- ・PDFファイル
- ・画像ファイル(JPEG形式又はGIF形式)
- ・上記に加え会社が認めたファイル形式

7-2 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を行う場合は、ZIP形式とする。ただし、自己解凍方式は使用してはならない。

7-3 ウィルス感染ファイルの取扱い

電子入札業者から提出された参加表明書及び工事費内訳書(以下「参加表明書等」という。)

の電子データについてウィルス感染が判明した場合、会社は直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該電子入札業者に電話等で連絡し、原則として、持参によりあらためて提出するよう、速やかに指示するものとする。

参加表明書等が再提出された場合には、会社は参加表明書等の受領確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行う。

8. 参加表明書、技術資料等

8-1 提出方法

参加表明書は、原則として、電子データとして電子入札システム所定の添付フィールドに添付し提出するものとする。

技術資料等は、電子入札システムに添付できる電子データの容量の関係等から、持参により受け付ける。

8-2 電子データの容量

添付フィールドに添付できる電子データの容量は、各フィールドそれぞれ3MBまでとする。

9. 工事費内訳書

9-1 入札時に提出する工事費内訳書の提出方法

入札時に提出する工事費内訳書については、入札書送付時に工事費内訳書添付フィールドに添付して提出するものとする。

なお、入札書送付時に添付する工事費内訳書のファイルが2つ以上となった場合は、ファイルを圧縮し、1つにまとめて送付しなければならない。

9-2 持参による入札時に提出する工事費内訳書の提出

ファイルの容量が3MBを超える場合又は案件の特性等のため発注者が全ての入札参加者に対して持参による工事費内訳書の提出を求めた場合は、入札参加者は工事費内訳書のデータをCD-R等で提出しなければならない。

なお、電子入札システムと持参による分割での提出は認めない。

また、提出の締切は、電子入札システムの入札書受付締切日時と同一とする。提出された工事費内訳書を会社が受領し、かつ、電子入札システムにより入札書が提出されたことの確認後、会社は電子入札システムによる入札書受付票の発行を行う。

10. 入札

10-1 入札書の提出等

電子入札業者は、入札書受付締切日時までに入札書の提出を行わなければならない。紙入札業者は、入札書受付締切日時に入札書を持参（WTO対象案件の場合、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便）により提出しなければならない。

なお、提出された入札書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

10-2 開札時における工事費内訳書の内容の確認

電子入札対象工事については、原則として、開札予定日時以降に工事費内訳書の内容を確認する。この場合、開札結果通知を行うまでに時間を要することがある。

また、必要に応じて、入札書受付締切日時以降開札予定日時前において、工事費内訳書の内容を確認することがある。

なお、会社は工事費内訳書を善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

10-3 入札の無効

入札公告、掲示資料等に示す入札条件のほか、本留意事項に定める事項に反する者のした入札は無効とする。

11. 開札

11-1 開札予定日時

開札予定日時は、原則として、入札書受付締切予定日時の30分後とする。

11-2 再入札書の受付日時の設定基準

再入札の入札書受付開始予定日時及び入札書受付締切予定日時は、当初の開札後速やかに決定し、再入札通知書によって入札参加者に通知する。入札書受付開始予定日時から入札書受付締切予定日時までの間は原則として30分間を標準として設定し、開札予定日時の到来後、直ちに開札する。

11-3 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定日時から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、会社は必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行う。

11-4 入札参加者側の障害により入札書受付締切日時又は開札日時を延長する場合の基準及び取扱い

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更(延長)を行う。(なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、3-3参照)

①天災

②広域・地域的停電

③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④その他、時間延長が妥当であると認められた場合(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責に帰すべき事由による障害であると認められる場合を除く。)

変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、会社は仮の日時を入力した日時変更通知書を送信(送信できない場合は、電話等で対応する。)し、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が

決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

1 1-5 会社側の障害により入札書受付締切日時又は開札日時を延長する場合の取扱い

会社側の障害が発生した場合は、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更する。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を入札参加者へ送信（送信できない場合は、電話等で対応する。）し、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

1 1-6 入札書又は辞退届が未到達の入札参加者の取扱い

辞退届の提出のない者において、入札書受付締切予定日時になっても入札書が電子入札サーバに未到達である場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

1 1-7 立会い

開札は、電子入札システムにより行うこととする。電子入札業者の立会いは不要であるが、紙入札業者は、入札者又はその代理人が開札に立ち会わなければならない。入札者又は代理人が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない社員を立ち会わせて開札を行う。

1 2. 開札後の処理

1 2-1 落札者の決定について

落札者が決定する場合は、落札者決定通知を行う。

1 2-2 低入札価格調査等の場合

低入札価格調査又は特別重点調査を行う場合は、保留通知書を発行し、低入札価格調査又は特別重点調査終了後、落札者が決定する場合は、落札者決定通知書の発行を行う。

1 2-3 落札者となるべき者が2者以上ある場合

落札者となるべき者が2者以上ある場合は、当該入札を行った2者以上の者が、全て電子入札業者の場合、電子入札業者と紙入札業者が混在している場合及び全て紙入札業者の場合のいずれの場合も、当該入札を行った者を対象に電子入札システムの電子くじを実施し、落札者を決定する。

紙入札業者で電子くじに参加しない者があるときは、入札事務に関係のない会社社員が、当該参加しない者の電子くじの「くじ入力番号」を設定することとする。

1 3. 電子入札システムで送信された文書の取消し

電子入札システムにて送信された文書（競争参加資格確認通知書、落札者決定通知書、保留通知書等）が、電子入札システムの障害又はシステム操作者の錯誤等による場合は、取り消す

ことができる。この場合、取消しに係る処置は、電子入札システム外で行うこととする。

14. 電子入札の稼働時間等

14-1 電子入札システム稼働時間

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く8時00分から22時00分まで

14-2 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

システム操作・接続確認等の問合せ先

ヘルプデスク : 0570-021-777

対応時間 : 平日9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時30分まで

メールアドレス : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

15. その他

電子入札システム及び電子入札留意事項上における読替えは下表のとおりとする。

契約方式名	電子入札システムにおける様式名	当社における様式名
一般競争入札 技術提案評価交渉方式 施工能力確認方式 見積活用方式（公募型） 見積活用方式（公募・要請併用型） 公募型総合評価決定方式（技術提案タイプ） 公募型総合評価決定方式（業務体制確認タイプ）	競争参加資格確認申請書	参加表明書（非WTOの場合）
	競争参加資格確認通知書	参加表明確認通知書（資格有の場合）（非WTOの場合）
	競争参加資格確認通知書	参加表明確認結果通知書（資格無の場合）（非WTOの場合）
技術提案価格交渉方式（機器製作タイプ） 技術提案価格交渉方式（高度技術タイプ） 技術提案価格交渉方式（簡易提案・見積審査タイプ） 技術選抜設計承認方式	競争参加資格確認申請書	参加表明書（非WTOの場合）
	競争参加資格確認通知書	入札参加者選定通知書（選定者）
	競争参加資格確認通知書	入札参加者選定結果通知書（非選定者）
競争参加要請方式（簡易提案・見積審査タイプ）	指名通知書	入札参加者選定通知書（選定者）
総合評価決定方式（技術提案タイプ） 総合評価決定方式（業務体制確認タイプ）	指名通知書	技術資料（技術提案書） [技術提案書及び見積書] 提出要請書
共通	落札者決定通知書	契約締結決定通知書
企画競争共通	入札書	見積書
公募型プロポーザル方式（標準タイプ） 公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）	競争参加資格確認通知書	技術提案書及び見積書提出要請書（資格有の場合）※2
	競争参加資格確認通知書	参加表明確認結果通知書（資格無の場合）
プロポーザル方式（高度技術タイプ）	指名通知書	技術提案書及び見積書提出要請書
特命随意契約	見積依頼通知書	見積方通知書

* 企画競争は網掛け部分

※1 資格無の場合、書面により通知するため読み替えなし

※2 公募型プロポーザル方式（標準タイプ）のみ対象

様式第1 紙入札方式参加承認申請書

紙入札方式参加承認申請書

年 月 日

首都高速道路株式会社

(専務執行役員 ○○○○)

(○○○局長 ○○○○) 殿

住 所

会社名

氏 名

印

1. 発注件名

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は会社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承認されますよう申請いたします。

注) あて先は、本社発注の場合は「専務執行役員○○○○」、局発注の場合は「○○局長○○○○」とすること。

様式第2 紙入札による場合の入札（見積）書

入 札 （ 見 積 ） 書

¥ _____

ただし、（工事名又は調査・設計名）代金

現場説明書等を承諾の上、上記のとおり入札（見積り）いたします。

年 月 日

首都高速道路株式会社

（専務執行役員 ○○○○）

（○○○局長 ○○○○）殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

〔代理人の氏名

印〕

〔復代理人の氏名

印〕

備考1 代理人又は復代理人が入札（見積り）を行うときは、代表者の氏名欄の印章を省略するものとする。

2 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第3 電子入札年間委任状

年 月 日

首都高速道路株式会社 御中

住 所
会社名
氏 名

印

電子入札年間委任状

私は、次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 代理人

住 所
氏 名
使用印

2. 委任期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 委任事項

- ・電子入札システムを利用した入札事務手続について

注) 委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。

代理人が使用するICカードの企業情報登録画面を印刷し添付すること。

様式第4 個別案件に係る委任状（代表者から支店長等の代理人への委任）

年 月 日

首都高速道路株式会社

（専務執行役員 ○○○○）

（○○○局長 ○○○○）殿

住 所

会社名

氏 名

印

委任状

私は、次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 代理人

住 所

氏 名

使用印

2. 委任事項

- ・（工事名又は調査・設計名）に係る電子入札システムを利用した入札事務手続について

注）代理人が使用するICカードの企業情報登録画面を印刷し添付すること。

様式第5 個別案件に係る委任状（JV用（構成会社から代表会社への委任））

年 月 日

首都高速道路株式会社

（専務執行役員 ○○○○）

（○○○局長 ○○○○）殿

住 所

会社名

氏 名

印

委任状

私は、次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 代理人

住 所

氏 名

使用印

2. 委任事項

- ・（工事名又は調査・設計名）に係る電子入札システムを利用した入札事務手続について

注）共同企業体の代表会社に対する他の構成会社の代表者からの電子入札に関する権限を委任する場合に使用すること。

様式第6 個別案件に係る委任状（紙入札における代表者から代理人への委任）

委 任 状

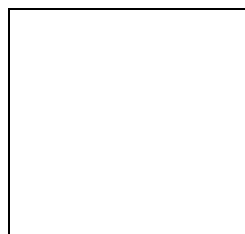
私は、（会社名所属部課等名、氏名）を代理人と定め、（工事名又は調査・設計名）に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・ 紙入札における入札（見積り）に関する件

なお、代理人が、この入札（見積り）に使用する印章は、次のとおりです。

代理人印



年 月 日

首都高速道路株式会社

（専務執行役員 ○○○○）

（○○○局長 ○○○○）殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

備考 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第7-1 個別案件に係る委任状（復代理人が入札等に参加する場合（代表者から代理人））

委 任 状

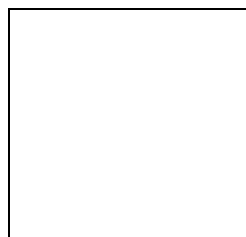
私は、（会社名所属部課等名、氏名）を代理人と定め、（工事名又は調査・設計名）に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 紙入札における入札（見積り）に関する件
- 2 1に関し、復代理人を選任する件

なお、代理人が、この入札（見積り）に使用する印章は、次のとおりです。

代理人印



年 月 日

首都高速道路株式会社

（専務執行役員 ○○○○）

（○○○局長 ○○○○）殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

備考 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第7-2 個別案件に係る委任状（復代理人が入札等に参加する場合（代理人から復代理人））

委 任 状

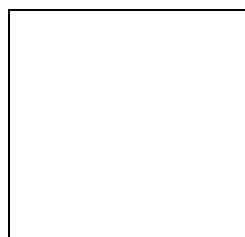
私は、（会社名所属部課等名、氏名）を復代理人と定め、（工事名又は調査・設計名）に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・ 紙入札における入札（見積り）に関する件

なお、復代理人が、この入札（見積り）に使用する印章は、次のとおりです。

復代理人印



年 月 日

首都高速道路株式会社
（専務執行役員 ○○○○）
（○○○局長 ○○○○）殿

住 所

商号又は名称

代理人の氏名

印

備考 必要に応じ適宜項目を加除して使用するものとする。